

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
檍原市	新賀町	令和5年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	5.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.4 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha

(備考)アンケートの回答者数(24人) 農業後継者の有無(いる:5人、いない:19人)
5年後の農業について(現状維持:19人、縮小して継続:0人、かわからない:1人、困難:4人)
10年後の農業について(現状維持:11人、縮小して継続:2人、かわからない:5人、困難:0人)

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

新賀町では地元農家および他地区からの入作農家が中心となって営農と農地管理を行ってきたが、農地を所有している非農家も多く、また高齢化や後継者不足で農地を維持することが困難になってきている。今後は後継者の育成や地区への受け入れ、圃場周辺施設(井堰)等の維持管理について検討していく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体に農地の集積・集約を進めていくと共に、農家の離農に対応するため、地域外からの担い手を受け入れて農地の維持管理を行っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
		ha		ha		
		ha		ha		
		ha		ha		
		ha		ha		
		ha		ha		
		ha		ha		
		ha		ha		
		ha		ha		
		ha		ha		
		ha		ha		
		ha		ha		
計			0.0 ha		0.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 高齢化や後継者不足で離農せざるを得ない場合、中心経営体の農業者に農地を貸したり、中間管理機構を活用しながら地区内の農地を維持していく。</p>
<p>管理に関する取組方針 農地を守るために耕作者だけではなく、農地所有者も将来について考え方理解していくことが重要であり、集落外からの担い手を受け入れるために農地の維持管理のためのルールをあらかじめ決めておく。</p>
<p>後継者に関する方針 耕作者に後継者がいない場合は、他の中心経営体へ農地集約を含めて検討するとともに、後継者の育成や受け入れが円滑になるよう積極的に話し合いを行う。</p>
<p>中心経営体に関する方針 新たに集落外の経営体や新規就農者を中心経営体に位置づけることにより、中心経営体を増やす</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。